

工事に係る見積心得書

航空自衛隊

中部航空警戒管制団
基地業務群会計隊

目次

第1条	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第2条	見積等・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第3条	見積参加の取りやめ・・・・・・・・・・	2
第4条	公正な見積の確保・・・・・・・・・・	2
第5条	見積の取りやめ等・・・・・・・・・・	2
第6条	見積の無効・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第7条	契約の相手方の決定・・・・・・・・・・	3
第8条	再度見積・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第9条	契約の相手方となるべき見積をしたものが 2人以上ある場合の契約の相手方の決定	3
第10条	契約の保証・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第11条	契約書等の提出・・・・・・・・・・	4
第12条	仕様書等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
第13条	異議の申立・・・・・・・・・・	4
第14条	その他・・・・・・・・・・・・・・・・	4

工事に係る見積心得書

この心得は、部隊発注工事の業者見積業務の基準として適用するものとし、入札及び契約心得（26.10.24）の適用を妨げるものではない。また、細部については契約担当官の指示によるものとする。

（目的）

- 第1条 見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。
- [注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。]

（見積等）

- 第2条 見積書を提出することができる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼又は特定通知を受けた者若しくはその代理人のみとする。
- 2 見積者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式第3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。
- 営業店や代理店等の一部権限を委譲する場合は、別記様式第1又は別記様式第2により記入し、契約担当官等が指定した期日までに提出すること。見積書提出に代理人を指定する場合は、別記様式第3について記入し、見積書提出前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。
- なお、別記様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。
- 3 見積者又は見積者の代理人は、当該見積に対する他の見積者の代理をすることができない。
- 4 見積者は、仕様書、図面、現場説明書、契約書案（以下「仕様書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。
- なお、仕様書等及び現場等に疑義があるときは、見積依頼書又は特定通知において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

- 5 見積者は、別記様式第6により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による見積が認められている場合において、郵送等により見積書を提出する場合は、発送後速やかに見積依頼書又は特定通知において指定した担当部局に電話連絡するものとする。
- 6 見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。
- 7 見積者は、見積依頼書又は特定通知において指定された時刻までに、指定された場所に入室し、見積に立ち会うものとする。

(見積参加の取りやめ)

- 第3条 見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出したものがいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。
- 2 見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別記様式第7）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。
 - 3 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積の確保)

- 第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
 - 3 見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。

(見積の取りやめ等)

- 第5条 見積者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず又は見積を延期し若しくは取りやめることがある。

(見積の無効)

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。
- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
 - 二 見積書の提出期限後に到達した見積
 - 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした見積
 - 四 委任状を提出しない代理人のした見積

- 五 記名押印を欠く見積
 - 六 金額を訂正した見積
 - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
 - 八 明らかに連合によると認められる見積
 - 九 当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした見積
 - 十 その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
 - 三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

（契約の相手方の決定）

第7条 見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

（再度見積）

第8条 前条の予定価格に達した価格の見積がないときは、必要に応じ再度見積を行う。

（契約の相手方となるべき見積をしたものが2人以上ある場合の契約の相手方の決定）

第9条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約者を決定する。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の保証）

〔役務的保証に限定する場合〕

第10条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

〔役務的保証に限定しない場合〕

第10条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合においては、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 4 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 契約の相手方は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあつては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあつては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

- 第11条 契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日の関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（仕様書等）

- 第12条 仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

- 第13条 見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

- 第14条 不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。